

廃棄消防用ホース売却について

見積徴取について

下記のとおり見積書を徴取します。

記

売却を 行う事項	物 品 名	廃棄消防用ホース
	引き渡しの 場 所	愛知県海部郡飛島村大宝五丁目182番地 海部南部消防組合消防本部消防課
	応 募 方 法	別紙のとおり
	売却対象者	直接引取りの可能な方
	引き渡し日時	売買代金の全額納付を確認した日時
見積徴取 の方法等	見積書の様式	別記様式
	提 出 期 限	随時受付。ただし、土日、祝休日を除く午前9 時から午後4時まで
	提 出 方 法	持参
	提 出 場 所	海部南部消防組合消防本部消防課
	見積り合わせ の 日 時	提出後 直ちに
契約書作成の要否		否
見積に関する必要な事項		1 契約金額（売買代金）は、1メートルあたり60円（消費税及び地方消費税含む。）を最低価格とし、購入希望者が見積書（別記様式）に記入した金額になります。 2 契約者の決定は、最高の価格をもって見積をした者から順に、売却本数に達するまで契約の相手方とします。ただし、同価見積の場合はくじ引きにより決定します。 3 別紙、応募要項4の(1)～(6)に該当する方は応募することができません。 4 公的証明書を持参すること。
そ の 他		質疑等は、電話により受け付けます。

公有財産売却に関する応募要項

海部南部消防組合が所有する廃棄用消防用ホース（以下「消防用ホース」という。）の売却について定めるものである。

1 売却対象物品

- (1) 消防用ホース 50 mm（ホースの内径が 50 mm）× 10 本
- (2) 消防用ホース 65 mm（ホースの内径が 65 mm）× 17 本

※ 売却する消防用ホースは、両端の金具部分を取り除いた部分（長さ約 18～19メートル／1本）とし、最低売却単位は 1 本とする。

2 下見場所

愛知県海部郡飛島村大宝五丁目 182 番地

海部南部消防組合消防本部消防課

0567-52-3111（直通）

※下見を希望する場合は、日時を事前に連絡すること。

3 応募期間

随時受付。ただし、土日、祝休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで

4 応募資格

次のいずれかに該当する方は応募することができません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 自己、自社または第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団または暴力団員等に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団または暴力団員等がその経営に実質的に関与している者
- (6) 暴力団または暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

5 申込み要項

- (1) 消防本部消防課で見積書（別記様式）に記入する。
※ 押印が必要になりますので認印を持参すること。
- (2) ホームページの各種申請から見積書（別記様式）をダウンロードして希望単価及び希望数量を記載し押印の上持参する。
- (3) 公的証明書を持参すること（公的証明書とは、現在有効な運転免許証、パスポートなど本人確認ができるもの）。

6 ホースの引き渡しについて

- (1) 消防用ホースは、現状引き渡しとし返品には応じません。
- (2) 売買代金の全額納付を確認した上で引き渡しとする。

7 その他

売買代金の納付については現金とする。

見積書

令和 年 月 日

海部南部消防組合
管理者 安藤正明様

見積者 所在地
商号又は名称
代表者

印

下記のとおり見積りします。

希望単価 金 円 (消費税及び地方消費税含む。)

	径	希望数量
内 訳	50mm	本
	65mm	本
	どちらでも可	本

記

- 事業名 廃棄用消防用ホース売却
- 引き渡し場所 海部南部消防組合消防本部消防課
- 引き渡し日時 売買代金の全額納付を確認した日時